防災庁国民保護計画について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防災庁の国民の保護に関する計画（防災庁国民保護計画）を次のとおり作成したので、同条第５項の規定によりこれを公表する。

令和８年11月18日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　　稔

防災庁国民保護計画

第１章　総論

第１節　計画の目的、定義等

１　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、防災庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とするものとする。

・国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
・国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
・国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
・上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

２　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

①　武力攻撃　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第１号に規定する武力攻撃をいう。
②　武力攻撃事態　事態対処法第２条第２号に規定する武力攻撃事態をいう。
③　武力攻撃事態等　事態対処法第１条に規定する武力攻撃事態等をいう。
④　武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
⑤　緊急対処事態　事態対処法第22条第１項に規定する緊急対処事態をいう。
⑥　指定行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定行政機関をいう。
⑦　指定公共機関　事態対処法第２条第７号に規定する指定公共機関をいう。
⑧　対策本部　事態対処法第10条第１項に規定する事態対策本部をいう。
⑨　対策本部長　事態対処法第11条第１項に規定する事態対策本部長をいう。
⑩　特殊標章等　国民保護法第158条第１項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。

この計画において、「都道府県」又は「都道府県知事」に関する記載のうち、国民保護法第184条の適用がある部分については、同条の規定に基づき「指定都市」又は「指定都市の長」に適用があるものとする。

３　計画の適切な見直し

防災庁は、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）の変更や、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じ防災庁国民保護計画の見直し等を行うものとする。変更に当たっては、軽微なものを除き、関係する指定行政機関の意見を聴くとともに内閣総理大臣に協議するほか、必要があるときは、地方公共団体の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第２節　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

防災庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び防災庁国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、防災庁の所掌に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

１　基本的人権の尊重

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の売渡しの要請や、救援のための土地等の使用等の実施に当たって、地方公共団体が国民の自由と権利に制限を加える場合は、当該制限が当該救援に関する措置を実施するために必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行われるよう、必要な助言を行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済

防災庁は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、可能な限り迅速に処理するものとする。

３　国民に対する情報提供

防災庁は、武力攻撃事態等において、防災庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

防災庁は、情報通信技術の発展の進捗状況を踏まえ、より迅速かつ正確に情報の提供を行うよう各種の施策を講ずるものとする。

防災庁は、防災庁国民保護対策本部（以下「庁対策本部」という。）が設置された場合には、速やかに記者発表を行うものとする。

防災庁は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

４　関係機関相互の連携協力の確保

防災庁は、他の指定行政機関、地方公共団体等と平素から相互の連携体制等の整備を図るものとする。

５　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の適切な実施の確保を図るものとする。

６　国民保護措置を実施する者の安全の確保

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

第２章　平素からの備えや予防

第１節　組織・体制等の整備

１　防災庁国民保護連絡会議の設置

防災庁は、国民保護法に基づき防災庁の所掌する事務を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、防災庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

連絡会議は、その目的を達成するため、次に掲げる事項に関し防災庁内における必要な連絡調整を行うものとする。

①　緊急時のための連絡網の作成その他の防災庁における連絡体制及び参集体制の整備
②　都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
③　防災庁における国民保護の総合的な推進方策の検討及び実施
④　防災庁国民保護計画の見直し
⑤　平素における関係機関との連携
⑥　その他必要な事項